大阪市職員（学芸員）採用選考要綱

令和７年度

令和７年５月１日

大阪市教育委員会事務局

**大阪市が求める人材像**

高い志を持ち、多様な価値観を理解し、チャレンジ精神あふれる自律的な人材

|  |  |
| --- | --- |
| **申込み受付期間** | **５月１日(木)から６月５日(木)まで****《６月５日（木）消印有効》** |
| **第１次選考日** | **６月27日(金)** |

１　選考区分、採用予定者数、受験資格、採用予定日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 選考区分 | 採用予定者数 | 受験資格 | 採用予定日 |
| 学芸員［大学卒程度］ | 数名程度 | 次の①～③を全て満たす方（職歴は問いません。）①昭和60年４月２日以降に生まれた方②学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において考古学又は日本史、もしくはこれに類する課程を専攻し卒業（修了）した方③博物館法で定める学芸員資格を有する方 | 令和７年10月１日 |

●採用予定者数については、今後の事業計画等により変更することがあります。なお、「数名程度」とは、１～４名程度を予定しています。

●上表の受験資格を満たす方がこの選考を受けることができます。ただし、地方公務員法第16条各号（４ページ参照）に該当する方は受験できません。

２　選考日時・場所、選考方法、選考内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 選考 | 日時・場所 | 選考方法 | 選考内容 |
| 第１次選考 | 令和７年６月27日(金)集合時刻、選考会場（大阪府内）は、受験票に記載して通知します。 | 専門試験［記述式］（２時間） | 考古学、日本史に関する専門知識などを問います。 |
| 小論文（１時間） | 社会事象に対する基礎知識や、論理的思考力、文章作成力などを問います。 |
| 第２次選考 | 令和７年８月15日(金)（予定） | 口述試験 | 個別面接を行います。 |

●第１次選考合格者には、口述試験の参考資料とするための「面接カード」を提出していただきます。

●第２次選考の日時・場所及び提出書類の詳細は、第１次選考の合格発表日（３ページ参照）に大阪市ホームページに掲載します。

３　受験手続

受験申込をされる方は、提出書類を受付期限までに簡易書留により提出先へ送付してください（持参不可）。なお、簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、郵送料金不足の場合は受け付けません。

|  |  |
| --- | --- |
| 【受付期間】 | 令和７年５月１日(木)から令和７年６月５日(木)まで　　　　　　　　　　　　　　　　　　《６月５日(木)消印有効》 |
| 【提出書類】①　大阪市職員採用申込書（所定の用紙に必要事項を記入し、３ヶ月以内に撮影した写真を貼付すること。）　　※大阪市のホームページからダウンロードしてください。

|  |
| --- |
| **大阪市トップページ＞市政＞職員等採用＞職員採用＞その他専門職など****＞令和７年度　大阪市職員（学芸員）を募集します** |

　　※ホームページからダウンロードができない場合は、提出先へ直接お越しいただくか、封筒の表に選考区分と「申込書希望」を朱書し、定型長形３号の返信用封筒（110円切手[速達の場合は410円切手]貼付・郵便番号とあて先及び選考区分明記）を同封し、５月23日(金)（必着）までに大阪市教育委員会事務局総務課（〒530-8201　大阪市北区中之島１丁目３番20号）まで大阪市職員採用申込書を請求してください。　②　受験資格②を確認できる大学又は大学院の卒業（修了）証明書及び学業成績証明書　③　最終学歴の学校の卒業（見込）証明書及び学業成績証明書（②と重複する場合は不要）　　　（最終学歴が大学院又は専門学校の方は、それ以前に卒業された学歴の卒業証明書及び学業成績証明書も提出してください。）　④　学芸員資格を証明する書類（写し）　⑤　返信用封筒（受験票等を送付しますので、定形封筒（長形３号）に110円切手を貼り、郵便番号、住所、氏名を記入してください。）※現住所を記入した返信用封筒及び切手の貼付がない場合は受験票等を発送しませんので、必ず同封してください。 |
| 【提出先】　大阪市教育委員会事務局総務部総務課〒530-8201　大阪市北区中之島１丁目３番20号　 |
| 【受験票の交付】受験票は、受験資格等を審査の上、６月23日(月)までに到着するよう発送する予定です。６月23日(月)までに受験票が届かない場合には、大阪市教育委員会事務局総務課（電話：06-6208-9076）まで、必ずお問い合わせください。 |

●受験時の注意事項等については、受験票交付時にお知らせします。

●障がい等により、車いすによる受験などの配慮を希望される場合は、申込み前に必ず大阪市教育委員会事務局総務課までご連絡ください。受験上の配慮については一定の条件があり、障がい者手帳や医師の診断書等の確認書類を提出していただく必要があります。なお、申込み受付期間終了後は、配慮希望の申し出は受け付けられません。

４　合格者の決定

|  |  |
| --- | --- |
| 選考 | 決定方法 |
| 第１次選考 | 第１次選考の結果を総合的に判定して決定します。 |
| 第２次選考 | 第２次選考の結果を総合的に判定して決定します。※ |

※前段階の選考の成績は加算しません（同点により合格者を決めがたいときは、第１次選考の結果で判定することがあります。）。

●選考方法により合格基準を定めているものがあり、それらで一定の基準に満たない場合は、他にかかわらず不合格とします。

●選考方法のうち、棄権又は欠席したものが１つでもある場合は、受験を辞退したものとみなし、試験の採点は一切行いません。

５　合格発表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選考 | 発表日（予定） | 発表方法 |
| 第１次選考 | 令和７年７月18日(金) | 合格者の受験番号を大阪市ホームページに掲載します。なお、合否にかかわらず個別の通知は行いません。※合格発表と併せて、第２次選考の日時・場所及び提出書類の詳細を大阪市ホームページに掲載しますので、合格者は必ずご確認ください。 |
| 第２次選考 | 令和７年８月29日(金) | 合格者の受験番号を大阪市ホームページに掲載するほか、合格者本人あて通知します。なお、不合格の通知は行いません。 |

６　合格から採用まで

①　合格者は、令和７年10月１日の採用予定で、大阪市職員（地方公務員）となります。

②　受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

③　日本国籍を有しない方で、採用日において、法令により永住が認められていない方は採用されません。

④　営利企業等への従事は原則として認められませんので、採用日までに退職していただく必要があります。

⑤　令和７年４月１日現在の初任給（地域手当（給料月額の16％）を含む。）は、研究職給料表１級適用として、274,456円［大学卒程度］ですが、採用時には変更されることがあります。なお、職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。

（例）職歴が民間企業等の正規職員（学芸員）の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 在職年数 | 初任給 |
| ４年 | 306,588円 |
| ７年 | 320,624円 |

また、手当には、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当などがあります。詳細は、「職員の給与に関する条例」や「職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則」等に定められています。

７　従事する職務等

|  |  |
| --- | --- |
| 職務内容 | 主な配属先 |
| 埋蔵文化財に関する業務・埋蔵文化財に関する事務、事業主との協議等を含む・発掘調査、試掘調査、報告書の作成・埋蔵文化財以外の分野の文化財に関する調査等その他、文化財保護行政に関すること | 教育委員会事務局 |

●上表の職務内容・主な配属先は、今後の事業計画等により変更することがあります。

公務員の任用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない方は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則）に基づき行われます。

日本国籍を有しない方は、「外国人職員の従事する職に関する規則」等の定めるところにより、「外国人職員」として、次の①及び②以外の職に就きます。

①　公権力の行使に該当する業務を行う職（住民の権利義務その他法的地位を一方的に決定することができる業務を行う職）

②　公の意思の形成への参画に携わる職（行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権限を有する職）

上記の外国人職員が従事する職務の詳細については「外国人職員の従事する職に関する要綱」等に定められています。

８　備考

①　この選考において提出された書類等は、受付後返却しません。

②　合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。

③　この選考において大阪市が収集した個人情報は、職員採用事務の円滑な遂行のために用い、「個人情報の保護に関する法律」及び「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適正に管理します。

④　大阪市が所管する施設は原則、敷地内禁煙又は屋内禁煙です。また、勤務時間中は禁煙です。

地方公務員法第16条（抜粋）

１　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

　受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、受験申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第４条　職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第８条　市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

２　職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| ◎この選考についての問合せは大阪市教育委員会事務局総務部総務課〒530-8201　大阪市北区中之島１丁目３番20号市役所３階Osaka Metro 御堂筋線・京阪電車京阪本線「淀屋橋」下車　①号出口北すぐ京阪電車中之島線「大江橋」下車　⑥号出口東すぐ電話番号　　０６－６２０８－９０７６開庁時間　　月曜日から金曜日の午前９時から午後５時30分まで（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く） | ◎学芸員の職務内容についての問合せは大阪市教育委員会事務局総務部文化財保護課〒530-8201　大阪市北区中之島１丁目３番20号市役所３階Osaka Metro 御堂筋線・京阪電車京阪本線「淀屋橋」下車　①号出口北すぐ京阪電車中之島線「大江橋」下車　⑥号出口東すぐ電話番号　　０６－６２０８－９１６６開庁時間　　月曜日から金曜日の午前９時から午後５時30分まで（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く） |

《大阪市職員採用選考の受験申込にあたって》

大阪市職員採用選考は、皆さんの受験申込によって選考の準備が進められます。申込みをした方は受験してくださるようお願いします。